

健 第 1416 号  
令和2年11月26日

医療機関の長 様

新潟県福祉保健部健康対策課長

医療機関におけるインフルエンザ対策費用補助金について（通知）

日頃より本県の感染症対策に格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、今冬における新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぎ、県内の医療提供体制を維持することを目的に、標記補助事業を創設しましたのでお知らせします。

また、対象医療機関や申請方法等は別紙のとおりですので、ご留意いただくようお願い申し上げます。

担当：感染症対策係 菊田  
電話：025-280-5200

## 医療機関におけるインフルエンザ対策費用補助金について

## 1 補助対象医療機関

新潟県内の病院・一般診療所・歯科診療所の保険医療機関

## 2 基準額算出における対象者の考え方

令和2年10月1日時点で1に記載した補助対象医療機関に従事する職員  
(常勤・非常勤区別問わず)

- ※ 委託業者の職員については、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要である業務である場合に対象とする。
- ※ 医療機関内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務が対象と考えられる。
- ※ 対象とするかどうかは医療機関の判断による。

## 3 補助対象となる経費

令和2年4月1日以降に医療機関において実施したインフルエンザ対策に要する経費（令和3年1月31日までに購入計画等を立て、令和3年3月末までに購入等を行うものに限る。）

## 【補助対象項目の例示】

- ・ 職員のインフルエンザ予防接種費用
- ・ 加湿器等の感染対策に用いる備品の購入費用
- ※ 上記はあくまでも例示であり、上記以外の項目であってもインフルエンザ対策に要する経費であれば広く対象とする。
- ※ いずれの費用についても、他の助成制度等で補助がある場合は、その差額のみを本補助金の対象とする。

## 4 申請手続きについて

(1) 県医師会・県歯科医師会の会員が所属する医療機関の場合

- 別紙様式Aにより県医師会・県歯科医師会へ申請する。  
(病院は県医師会へ申請する。)
- 医療機関は令和3年1月4日～1月31日の期間内に県医師会又は県歯科医師会に申請することとする。
- 県医師会及び県歯科医師会は医療機関からの申請をとりまとめ、要綱に規定した様式第1号により新潟県知事へ申請する。

(2) 県医師会・県歯科医師会の会員が所属しない医療機関の場合

- 要綱に規定した様式第2号により新潟県知事へ申請する。なお、申請書の提出先は以下のとおり。

**【提出先】**

〒950-8570

新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部健康対策課感染症対策係 宛て